

「出版関連小委員会中間まとめへの意見」

アジアインターネット日本連盟（AICJ）

○該当項目及び頁数

第3章 第4節 小委員会における検討（17頁）

（A）著作隣接権の創設、（C）訴権の付与、（D）契約による対応のいずれの方策よりも、（B）電子書籍に対応した著作権の整備の方策について議論を進めるべきとの意見が多数示されたことから、（B）電子書籍に対応した著作権の整備の方策を軸に検討を進めていくこととされた。

○意見

「著作隣接権の創設」を選択しなかった判断は歓迎するものの、「電子書籍に対応した著作権の整備」と「契約による対応」とを比較考量する審議が十分とは言えないまま、「電子書籍に対応した著作権の整備」の方策を軸に検討が進められたことは遺憾である。次期通常国会への法案提出に拘泥せず、拙速に結論を出すことなく、さらに時間をかけた丁寧な審議を求める。

○該当項目及び頁数

第4章 第2節 2 電子書籍に対応した著作権の主体の在り方 （1）権利の主体（19頁）

電子書籍に対応した著作権の主体としては、現行の著作権を有している出版者に限られず、著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者であれば権利の主体となれるようにすることが適切であると考えられる。

○意見

電子出版を行うのは現行の著作権を有している出版者に限られない。事実、既に数多くの電子書籍が既存の出版社を介さずに出版され、流通している。既存の出版社でない者が自ら出版することを予定し、かつその能力を有する者として電子出版することを引き受けることは現実のものとなっている。従って、著作権の権利の主体としては、著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者であれば権利の主体となれるようにすべきである。

○該当項目及び頁数

第4章 第2節 2 「出版者の権利のあり方に関する提言」における一体的設定の是非（20頁）

現行の著作権を電子出版にも拡張する方法と、現行の著作権とは別に、電子書籍を対象とした権利を創設する方法に大きな差はない。

○意見

電子書籍は紙媒体の出版物を電子化したものだけでなく、ポーンデジタルとして電子書籍のみで流通させる場合や、電子書籍として最初に流通させた上で後日プリントオンデマンドにより紙媒体としても流通させる場合など、多様な流通形態が既に現実のものとなっている。また、紙媒体の出版と電子出版

が同一の出版者により行われたい事例も既に存在している。このような状況に鑑みれば、仮に、現行の著作権を電子出版に拡張する方法をとった場合には、現行の著作権とは別に電子書籍を対象とした権利を創設する方法との間に法的な効果に大差がなかったとしても、必ずしも法的な知識が十分ではない著者が、電子出版は紙媒体と一体的に同一の出版者においてとり行われなければならないというような誤った理解をする恐れもある。したがって、著者に対してデフォルトで紙媒体による出版と電子出版を一体的に懲遷する法制度設計については慎重に考える必要がある。また、読者が多様な形で多くの著作物に触れる機会が失われないよう、許諾を得た出版者に対し、一定期間内に電子書籍を発行する義務や継続して電子書籍を発行する法律上の義務を設けるべきである。

○該当項目及び頁数

第4章 第4節 2 電子書籍に対応した著作権に係る再許諾の在り方 (29頁)

著作権者の承諾を得た場合に限り再許諾可とするのがよいのではないかといった意見が示されており、このような著作権者の関与を認めることが適当であると考え。電子書籍に対応した著作権の整備に合わせて、現行の著作権についても、著作権者の承諾を得た場合には、出版権者が第三者に許諾を可能とすることが適当であると考え。

○意見

紙媒体、電子書籍を問わず、多様な著作物を迅速に読者のもとに届けることが多様な出版文化の発展には欠かせない。著作権者の承諾を得た場合に限り再許諾を得るという制度設計を行うに当たり、個々の再許諾に際して著作権者の承諾を個々に得るような仕組みにすることは、著作物の流通に多大な支障が生じることは想像に難くない。第三者による流通が不可欠な電子書籍の場合にはなおさらである。また、原則再許諾自由とするかどうかは、契約自由の範囲内の事柄というべきである。そこで、著者と出版権者又は電子書籍に対応した出版権者との間で、「原則再許諾は自由。著者が予め拒否した第三者に限って再許諾は不可。」という契約が可能となるような制度設計を求める。

○該当項目及び頁数

第4章 第5節 2 電子書籍に対応した著作権に係る義務の在り方 (30頁)

現行の著作権と同様に電子書籍に対応した出版権の場合についても、権利を付与する場合にはそれに対応した義務を負うことが適当であると考え。例えば、一定期間内に電子出版する義務や、慣行に従い継続して電子出版する義務など、電子書籍に対応した出版権の趣旨や性質を踏まえた義務を出版者に課すことが適当であると考え。

○意見

著作権者の保護を図ると共に、電子書籍の利用者の保護と便宜を図る観点も必要であり、電子書籍購入者が現行法下で紙媒体を購入した場合と同様に、電子書籍を利用できることが保障されなければならない。例えば、出版者等の都合や倒産などによって、利用者が一度購入した電子書籍を以後利用することができなくなるといった事態が無いような制度設計が目指されるべきである。